|  |
| --- |
| 2023年の年収区分別、週間就業時間別の就業者数＝総計5730万人（役員を除く）　=「労働力調査」(２０２３年詳細調査より　総務省・統計局)\*総数が1から2万人の誤差は各就業者別人数の四捨五入による　 |
| 　　　　　週労働時間区分年収区分 | 総　数 | 週間1～14時間就労者数 | 週間15～29時間就業者数 | 週間30～34時間就業者数 | 週間35～39時間就業者数 |
| 100万円未満 | 826万人 | 317万人 | 363万人 | 36万人 | 17万人 |
| 100～199万円未満 | 897万人 | 61万人 | 320万人 | 131万人 | 105万人 |
| 200～299万円未満 | 924万人 | 15万人 | 72万人 | 101万人 | 113万人 |
| 300～399万円未満 | 897万人 | 8万人 | 41万人 | 77万人 | 83万人 |
| ４００～499万円未満 | 687万人 | 5万人 | 25万人 | 48万人 | 59万人**表の見方　例えば表の最上段「８２６万人」の意味するするところは、年収１００万円未満の就業者は総数で「８２６万人いますよ」ということです。その左となり「３１７万人」は、年収１００～１９９万円未満で、週の労働時間１～１４時間の就業者は「３１７万人いますよ」ということです。** |
| 5００～699万円未満 | 755万人 | 5万人 | 26万人 | 46万人 | 63万人 |
| 700～999万人未満 | 446万人 | 3万人 | 15万人 | 24万人 | 34万人 |
| １０００～１４９９万円未満 | 145万人 | 1万人 | 4万人 | 7万人 | 9万人 |
| 1500万円以上 | 37万人 | 1万人 | 1万人 | 2万人 | 2万人 |

**政府統計が告発する日本経済の異常―その➌**

**「労働力調査」（総務省・統計局）が示す低賃金構造の実態　問題点の指摘は裏面に**

東　京　国　公　だ　よ　り

**東京国家公務員・独立行政法人労働組合共闘会議　2024年4月4日　63-039**

**メール****アドレスuematsu@tk-kokko.org****東京国公HP**[**http://tk-kokko.org/**](http://tk-kokko.org/)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　週労働時間区分年収区分 | 週間40～48時間の就業者数 | 週間49時間以上の就業者数 | 休業者 | 平均週間就業時間 |
| 100万円未満 | 41万人 | 10万人 | 40万人 | 17.7時間 |
| 100～199万円未満 | 219万人 | 29万人 | 30万人 | 30.4時間 |
| 200～299万円未満 | 511万人 | 89万人 | 20万人 | 39.4時間 |
| 300～399万円未満 | 530万人 | 138万人 | 19万人 | 41.7時間 |
| ４００～499万円未満 | 399万人 | 139万人 | 13万人 | 43.0時間 |
| 50０～699万円未満 | 423万人 | 180万人 | 12万人 | 43.7時間 |
| ７００～999万円未満 | 244万人 | 121万人 | 4万人 | 44.1時間 |
| １０００～１４９９万円未満 | 75万人 | 47万人 | 1万人 | ４４．８時間 |
| 1500万円以上 | 18万人 | 13万人 | 1万人 | 46.1時間 |

**「労働力調査」から見えてくる問題点＝大いに論議すべき事項**

1面（表面）は2023年の「労働力調査」の「詳細調査」の中の「収入別就労者数」から取り出した数値です。ここから、日本の低賃金構造や就労実態などに関わる問題点が具体的に見えてきます。そのいくつかを紹介しますが、まずは大いに論議しましょう！そして「働き方」をめぐっては大いに論議しましょう！　**なお就労人口から役員は差し引いています。就労人口は５，７３０人です。**

**１****年収200万円未満の****就労者は１，７２３万人　　全就業人口の３０．１％**

**年収300万円未満の就労者は２，６４７万人　　全就業人口の４６．２％**

**２　週３５時間以上働いても**

**❶年収200万円未満の就労者は　　４２１万人　全就業人口の　７．３％**

**❷年収300万円未満の就労者は１，１３４万人　全就業人口の１９．８％**

**３　週４０時間以上働いても**

**❶年収200万円未満の就労者は２９９万人　　　全就業人口の　５．２％**

**❷年収300万円未満の就労者は８９９万人　　　全就業人口の１５．７％**

**４　週１時間～１４時間の就労者数で年収２００万円未満の就労者は３７８万人**

**５　週１５時間～２９時間の就労者数で年収２００万円未満の就労者は６８３万人**

**＊人手不足が言われている中、週３０時間未満の就労で、年収２００万円未満の就労者は１，０６１万人です。労働力調査では「追加就労希望就業者」という調査があります。「追加就労希望就業者」とは、就業時間が週３５時間未満で、****就業時間の追加を希望しており、就業時間を追加できる就業者ですが、その数１９０万人です。**

**さらに「潜在労働力人口」・「就業可能非求職者」という調査もあります。****「潜在労働力人口」とは、就業者でも失業者でもない者（非労働力人口）です。調査では３６万人です。そののうち、１か月以内に求職活動を行っていない（調査の1か月以内に求職活動を行っていないものは失業者という扱いにならない）が、就業を希望しており、すぐに就業できる者を「****就業可能非求職者」という区分になりますが、その数は３０万人です。**

**人手不足に関わっては、単純で安易な対応は許されませんが、就労時間や収入等、より良き条件整備によって問題解決に接近できるのではないでしょうか？ここは労働組合でも大いに議論すべきです。**

上かつ、1ヵ月の所定労働日数が常時雇用されている従業員の4分の3以上である者**４　週１時間～１**

追加就労希望就業者：就業時間が週35時間未満で、就業時間の追加を希望しており、追加できる就業者（下図Ａ）

以上が原則ですが、社会保険は正社員でなくとも、一定の条件を満たすパートやアルバイトの従業員に加入が義務付けられています。

* 週の所定労働時間が20時間以上
* 2ヵ月を超える雇用の見込みがある
* 月額賃金（所定）が8.8万円以上
* 学生以外（定時制や夜学等を除く）
* 従業員が101人以上の事業所に勤めている

令和4年10月より「1年以上の継続勤務が見込まれる」という条件がなくなりました。加えて、適用となる事業所規模が令和4年10月に501名以上から101名以上に変更、2024年（令和6年）10月にはさらに51名以上へ変更となるため、注意しましょう

**人口の１５．７％**

社会保険は正社員でなくとも、一定の条件を満たすパートやアルバイトの従業員に加入が義務付けられています。

「所定労働時間・所定労働日数が正社員の4分の3以上の者」に該当する労働者がいた場合、報酬額や雇用形態などに関係なく社会保険へ加入させましょう。

また、所定労働時間・所定労働日数が正社員の4分の3「未満」であっても、以下に該当すると社会保険への加入が必要になります。

* 週の所定労働時間が20時間以上
* 2ヵ月を超える雇用の見込みがある
* 月額賃金（所定）が8.8万円以上
* 学生以外（定時制や夜学等を除く）
* 従業員が101人以上の事業所に勤めている

令和4年10月より「1年以上の継続勤務が見込まれる」という条件がなくなりました。加えて、適用となる事業所規模が**令和4年10月に501名以上から101名以上に変更、2024年（令和6年）10月にはさらに51名以上へ変更となる**ため、注意しましょう。